

| | | |
|----------------|---|---|
| 第 6118 号 |  リーダースクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダースクラブFAXニュース (2019年)平成31年 1月15日 火曜日 |
|----------------|---|---|

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

↳ 暦年課税の贈与

Q : 暦年課税の贈与には、2種類の贈与があるようですが、どのようになっているのですか？

A : 一般税率を適用するものと特例税率を適用するものがあります。

【解説】

暦年課税の贈与とは、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額(1年間に2人以上の人から贈与を受けた場合又は同じ人から2回以上にわたり贈与を受けた場合には、それらの贈与を受けた財産の価額の合計額)が贈与税の基礎控除額(110万円)を超えるときに、贈与税の申告をしなければならないというものです。

暦年贈与は、贈与者と受贈者との続柄、受贈者の年齢によって、「一般税率」又は「特例税率」のいずれかが適用されます。

①一般税率

直系尊属(父母や祖父母など)以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や受贈者が贈与の年の1月1日において20歳未満である場合には、「一般税率」を適用して贈与税額を計算します。

②特例税率

直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において20歳以上である場合には、「特例税率」を適用して贈与税額を計算します。

